

自動車リサイクル法施行に伴い、使用済自動車の最終所有者へ重量税の還付がされることになりました。
 申請可能な時期になり次第、速やかに還付申請を行わせて頂きますので、下記の必要項目への記載をお願い致します。
 これは、使用済自動車となったその車両が、自動車リサイクル法上の取引事業者へ引取られた時、または一時的抹消処理が行われた時の
 いずれか遅い方の翌日を起算日とし、そこから車検満了時までの残月数を月割りで計算したものが還付される事になります。

※1ヶ月未満は切捨てになりますので、車検の有効期限が1ヶ月未満の場合には、重量税の還付申請は行えません。

また、実際に還付申請を行う事ができる時期は、解体事業者から破碎業者へその車両が引取られた旨の報告があり、引取り業者へその
 旨の通知が届いてからになりますので、最長で3ヶ月程かかる場合もございますのでご承知頂きますようお願い申し上げます。

口座番号報告書

(重量税還付申請を行うための下記必要事項をご記入下さい)

①氏名又は名称(所有者)

(フリガナ)

- 1:個人
2:法人

②住所

(フリガナ)

③郵便番号

④電話番号

⑤口座名義

使用済自動車の所有者に限ります ※受領権限の委任をされている場合はこの限りではない

⑥金融機関名称

⑦金融機関種別

- 0:郵便局 3:信用組合 6:農業協同組合 9:その他
 1:銀行 4:労働金庫 7:信用漁業協同組合連合会
 2:信用金庫 5:信用農業共同組合連合会 8:漁業協同組合

⑧支店名

⑨支店種別

- 1:本店 3:出張所 5:本所 9:その他
 2:支店 4:代理店 6:支所

⑩口座番号又は記号番号

⑪口座種類

- 1:普通預金 3:納付準備預金 5:別段預金 9:その他
 2:当座預金 4:通知預金 6:貯蓄預金

郵便局窓口で還付金の受取を希望される場合には、⑥金融機関名称へ、受取りを希望される窓口名称のみを記載して下さい。

(例:船橋東郵便局の場合には、⑥へ船橋東とし、⑦へ"0"を記入して下さい。その他の口座情報は不要です。)